



令和7年4月から保育所等に入れなかつたことを理由とする育児休業手当金の支給対象期間延長手続が変わります

育児休業手当金は原則1歳までとなります。1歳以上で支給を継続する場合は、一定の要件に該当する必要があります。令和7年4月から延長要件が厳格化され、あわせて必要書類が追加されます。

改正のここが重要！

これまで : 保育所等に入所できなかつた証明は、入所保留通知書等で確認していました。

令和7年4月～ : これまでの確認に加えて、保育所等への申込みが「速やかな職場復帰のために行われたものである」と認められることが必要です。

提出書類が追加！

①市區町村へ提出した保育所等への利用申請書の写し

②育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書

※上記以外に 育児休業手当金変更請求書、入所保留通知書等も必要です。

延長の要件が追加！

②の要件が追加されました。

① 1歳に達する日（誕生日前日）までに保育利用の申込を行っていること。

② 速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等を希望しているものであると認められること（次のア～ウを全て満たすこと）

ア 利用（入所）開始希望日を1歳に達する日の翌日以前（誕生日以前）としていること

イ 市區町村に対して、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を行っていないこと。

ウ 利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に片道30分以上要する保育所等のみとなっていないこと。

裏面あり

「合理的な理由」とは、以下の場合です。

- a 利用（入所）希望の保育所等が以下のいずれかを満たす場合
 - ・組合員又はその配偶者の通勤の途中で利用できる場所にある場合
 - ・勤務先（配偶者の勤務先を含む。）からの片道の通所時間が30分未満の場所にある場合
- b 自宅から30分未満で通所できる保育所等が無い場合
- c 自宅から30分未満で通所できる保育所等では、職場復帰後の勤務時間・勤務日に対応できない場合
- d 子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、自宅から30分未満で通所できる保育所等が無い場合（医師の診断書、障害者手帳の写し等が必要です。）
- e 兄弟姉妹と同じ保育所等の利用（入所）を希望する場合（兄弟姉妹の在籍証明書等が必要です。）
- f 自宅から30分未満で通所できる保育所等が、いずれも過去3年以内に、児童への虐待等について都道府県又は市区町村から行政指導等を受けていた場合

③ 1歳の誕生日時点で保育が実施されていないこと。

※過去にやむを得ない理由なく、保育所内定を辞退していた場合は要件に該当しません。

上記①～③は1歳6か月に達する日以後の期間についても準用します。

パパ・ママ育休プラスは、1歳を1歳2か月（または1歳～1歳2か月の間の育休手当金支給終了日）と読み替えてください。



担当	：横浜市職員共済組合医療福祉課
電話	：671-3402
Eメール	：so-iryokyufu@city.yokohama.lg.jp

**共済組合法施行規則改正に伴う
育児休業手当金の支給期間延長の要件及び手続に関するQ&A
(横浜市職員共済組合用)**

Q1 今回の添付書類等の変更（申告書や保育所申込書の写しの添付）は、いつの入所申込から該当しますか？

A.1 育児休業対象の子が、令和7年4月1日以後に1歳（パパママ育休プラス該当の場合は1歳～1歳2ヶ月）に達する場合、及び1歳6ヶ月に達する場合の育児休業手当金延長手続きから必要となります。

Q2 保育所の利用申請書の写しには、市区町村の受付印が必要ですか？

A.2 市区町村に申し込んだものと同じであれば、市区町村の受付印は不要です。利用申し込みの内容を途中で変更した場合は、変更後の申請書の写しも提出してください。

Q3 提出する保育所の利用申請書の写しは、どの部分が必要ですか？

A.3 申請書の写しは、全てのページを提出してください。

Q4 電子申請の場合の利用申請書の写しは、どのようにすればよいですか？

A.4 電子申請の場合は、申込内容を出力したもの、または申込みをした画面の複写を添付してください。

Q5 入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示とは、具体的には提出する書類のどの部分で判断しますか？

A.5 一例として、「保育所等への入所を希望していない」、「育児休業からの職場復帰の意思がない」、「育児休業の延長を希望する」、「入所保留となることを希望する」など、職場復帰や保育所等への入所の意思がないことが、入所申込時に明示的に意思表示されている場合が該当します。

【横浜市の保育所の場合】

利用申請書で、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。」という項目や、希望した施設・事業を利用できなかったときの予定欄に「育児休業延長」「今回の利用申請を取り下げる」という項目がありますが、これは、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示には該当しません。ただし、実際に申請を取り下げた場合は、手当金の延長はできません。

Q 6 保育所への通所の所要時間とは、どのように計算するのでしょうか。

A.6 利用する予定の交通手段による自宅から保育所までの片道の所要時間となります。
送迎サービス等を利用する場合は、送迎場所までの片道の所要時間となります。

Q 7 1歳までに保育所内定を辞退して保育所に入所していない場合、手当金を延長できる「やむを得ない理由」とは、具体的にはどのような状況を指していますか？

A.7 引越しや勤務先の異動で内定した保育園に通所が困難な場合を指します。

Q 8 子の病気や障害で、特別な配慮が必要であり、保育体制が整備されていない等の理由で市町村が申込を受け付けない場合の手当金の延長手続はどのようにになりますか？

A.8 育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書の理由欄にその旨を記載し、障害者手帳（写し）、特別児童扶養手当証書（写し）、医師の診断書等のいずれかを添付してください。

Q 9 保育所の定員がWEBサイトで確認したところ満員だったため、保育所の申込みを行いませんでした。育児休業手当金の支給を延長できますか？

A.9 延長には保育所の保留通知が必要です。（Q 7 除く）申込を失念していたや市町村に問合せ・WEBサイトで確認し「入所困難」と分かっていた場合も、申込をしなかった場合は、手当金の延長はできません。